

京都市立洛西中学校同窓会会則

第一条 名称 本会は洛西中学校同窓会と称し、事務所を洛西中学校内に置く。

第二条 目的 本会は会員相互の親睦と向上を図り、併せて母校の発展に寄与する。

第三条 会員 本会の会員は次の三種とする。

イ、正会員 京都市立洛西中学校卒業生

ロ、特別会員 京都市立洛西中学校現職員及び旧教職員

ハ、賛助会員 京都市立洛西中学校に関係を有し、本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者
(主に本校転出者及び本校 PTA 出身者)

第四条 事業 本会は第二条の目的を達成するため、概ね次の事業を行う。

イ、原則として毎年一回総会を開催する。但し、必要に応じ臨時に開催する事がある。

ロ、その他、本会の目的達成のために必要と思われる事業。

第五条 役員および委員 本会は、第四条の事業を行うために、次の役員並びに委員を置く。

イ、会長 一名 会長は総会に於いて正会員中より選出され、会を代表統括する。

ロ、副会長 二名 副会長は会長の指名により、委員会の承認を要する。

ハ、会計 一名 会計は会長の指名により、委員会の承認を要する。

ニ、書記 一名 書記は会長の指名により、委員会の承認を要する。

ホ、監査 一名 監査は総会に於いて正会員中より選出される。

ヘ、委員 委員は原則として各卒業年次の各クラスより一名以上選出され、委員会を構成する。
なお、卒業年度毎に委員の中から常任幹事一名または二名を選出する。役員および常任幹事は執行委員会を構成する。

各役員は会員の意思を尊重して、会務の運営にあたる。委員会、執行委員会は総会に次ぐ議決機関であり、一般執行機関である。役員、委員の任期は次期総会まで（原則一年）とする。但し、再任は妨げない。

第六条 会計 本会に必要な経費は、入会金(500円)及び寄付金を以てこれに当てる。必要に応じて臨時会費を徴収できる。

第七条 正会員は卒業の際、入会金として、金 500 円を納めるものとする。

第八条 本会の会計は、総会ごとに報告する。

第九条 本会の会則は、総会の決議を経て加除訂正する。会則の変更は有効投票数(白票以外)の 2/3、一般承認事項は過半数の賛成を必要とする。

第十条 補則 イ、会員は、住所や身上に異動のあった時は、その都度事務所に報告すること。

ロ、本会則は、昭和 54 年度より実施する（平成 20 年 9 月 27 日改定、同日施行）。